○農林水産省
環境省
経済産業省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省環境省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第１号（第３条関係） （略） （備考） １　（略） ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 （別紙１）　（略） （別紙２）　（略） （別紙３）　（略） 別記様式第２号（第４条関係） （略） （備考） １・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 別記様式第３号（第５条関係） （略） （備考） １　（略） ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 （別紙１）　（略） （別紙２）　（略） 別記様式第４号（第６条関係） （略）	別記様式第１号（第３条関係） （略） （備考） １　（略） ２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 （別紙１）　（略） （別紙２）　（略） （別紙３）　（略） 別記様式第２号（第４条関係） （略） （備考） １・２　（略） ３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 別記様式第３号（第５条関係） （略） （備考） １　（略） ２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 （別紙１）　（略） （別紙２）　（略） 別記様式第４号（第６条関係） （略）